

自殺排除主義における解釈的不正義とその創作的抵抗
Hermeneutical Injustice in Suicidism and Creative Resistance Against It

河村菜那

Abstract

This paper examines the relationship between suicidism—oppression and discrimination against people with suicidal thoughts—and hermeneutical injustice. Suicidal people have long faced coercive interventions, distrust of their testimonies, and treatment as irrational beings, yet they have lacked adequate concepts to articulate these experiences. In 2017, Baril proposed “suicidism” to conceptualize such oppression, but the term remains little known, leaving affected suicidal people without access to this interpretive resource. This absence constitutes hermeneutical injustice. To address it, the paper proposes creative practices as a means for affected suicidal people to access and develop the concept of suicidism.

(1) 研究テーマ

本稿では、自殺志願者¹への差別や抑圧を指す自殺排除主義と解釈的不正義の関係性について論じる。そのうえで、自殺排除主義における解釈的不正義に抵抗するための手段として創作活動を提案する。

本稿の構成は次の通りである。まず、(2)において、自殺排除主義の概要について説明する。その上で、自殺排除主義の害には、解釈的不正義と密接に結びつくものがあることを指摘する。そして、(3)において、自殺排除主義の解釈的不正義に対する創作活動を用いた抵抗方法を提案する。

(2) 研究の背景・先行研究

(2-1)自殺排除主義の概要

自殺志願者は、これまで同意のない身体拘束や医療機関への通報、「死にたい」という証言への不信、不合理な存在として扱われる等、数多くの抑圧を被ってきた。しかし、自殺志願者自身がそうした抑圧を適切に表現する概念は提案されてこなかった。

この状況を受け、2017年に、アレクサンドル・バリルは、セクシズム（性差別）やエイブリズム（能力主義）の語に基づき、自殺志願者への抑圧を Suicidism と名付けて概念化した。本稿では、この Suicidism を自殺排除主

義と訳す。自殺排除主義という概念は、これまで可視化されてこなかった多くの自殺志願者に対する抑圧を浮き彫りにした。

自殺排除主義は、(非自殺志願者の視点に由来する) 抑圧的なシステムや自殺志願者が経験する複数の形態の暴力や不公正を指す[Baril, 2023, p. 43]。それは、身体的な拘束や自殺志願者の主体的経験の軽視、「病んでいる」という偏見の押し付けまで多岐にわたる。自殺志願者は、施設に収容・監禁され、本人の意思に反して薬漬けにされ、保険制度から排除され、新しい仕事には雇われず、現在の仕事からも解雇され、大学キャンパスから追放され、親権を剥奪され、正常な判断力や医療への同意ができないとみなされ、その他の不当な扱いを受けることがある[ibid, p. 67]。このような扱いは、文化圏によって違いはあるものの自殺志願者が不当な扱いを受けていることは認めねばならない²。これまで、自殺をどのようにして解決するか、自殺に至る要因はなにか、自殺が及ぼす悪影響は何か、といった自殺を問題化して考える議論は、医学・社会学・倫理学等の分野で盛んにおこなわれてきた。しかし、自殺志願者が被る抑圧についてはバリルが指摘するまで焦点を当てられてこなかった。現状の自殺理論には、自殺志願者(当事者)の視点が大幅に欠如している。女性の問題に関して女性の一人称的証言が無関係になされた場合、不快に思われるように、自殺理論に関しても自殺志願者の一人称的証言や経験なしに進めることには問題がある[ibid, p. 69]。

ただし、これまで、自殺や自殺志願者を肯定的に捉えるアプローチがなかったわけではない。合理的な自殺や道徳的に許容可能な自殺について模索する批判的自殺学[Cholbi 2011]や積極的安楽死の議論[Singer 2002]においては、自殺や自殺志願者は必ずしも否定的に捉えられてはいなかった。積極的安楽死を肯定する議論は、一般的に、強い肉体的な苦痛を負っており、余命が長くない場合に、当人の「死にたい」という希望が受け入れられると主張する。また、合理的な自殺議論では、生きている間の苦痛の量が、幸福の量を上回る場合、その自殺は合理的だといわれることが多い。

しかし、批判的自殺学や積極的安楽死の議論は、身体障害者や精神疾患、老年者の自殺に合理性を見出し、治療可能とみなされた若年者や健常者の自殺願望は不合理であると見なす傾向にある。このような自殺議論は、障害者差別や年齢差別の問題を生んでしまう危険性を孕んでいる[Baril, 2023, p. 176]。一方で、自殺排除主義研究は、年齢や障害の有無など特定のアイデンティティによって自殺の合理性を測ることはしない。そのため、差別的視点に囚われることなく、自殺について再考することができる。

自殺排除主義の害は、精神的なものから身体的なものまで多岐にわたるが、

その中には、当事者が自殺排除主義という概念を知らないために自身の被害経験を適切に理解できないという問題や自殺志願者の証言や経験が危険なものだとして覆い隠される問題がある。これらの問題は、自殺排除主義の解釈的不正義と呼ぶことができる。以下では、その詳細について扱う。

(2-2)自殺排除主義における解釈的不正義

解釈的不正義とは、人々が自分たちの社会経験を意味づける際に、集団的な解釈的資源にあるギャップのせいで不公正な仕方でも不利な立場に立たされてしまう不正義を指す³[Fricker, 2007, 佐藤・飯塚訳 p. 2]。Fricker[2007]においては、解釈的不正義の例として、スーザン・ブラウンミラーのアメリカでの女性解放運動についての回想に描かれた産後うつの例が挙げられている。

回想中のウェンディ・サンフォードは、息子を出産後、うつ病で苦しんでいた。彼女は、それまで自分の気分変調を、自分自身の欠陥のせいだと思っていた。しかし、女性の医療と性に関するワークショップに参加し、彼女は自身のうつが生理的なことと実社会で生じていることが組み合わさったことが原因だと理解した[Brownmiller, 1990, p. 182]。

この回想は、ウェンディが産後うつという概念にたどり着けていなかったために、彼女が産後の気分の変調を自分に要因があると見なさざるを得なかったことを示している。社会集団内において、女性のうつに関する経験が不適切に理解されていたために、産後うつ当事者のウェンディは自身の経験に対して不適切な理解を強いられたのである。このようにして、解釈的不正義は、当人の重要な社会的経験に対する自己理解を妨げる。

フリッカーは、重要な社会経験にかんする解釈への不平等な参加のあり方を解釈的周縁化と呼ぶ[Fricker, 2007, 佐藤・飯塚訳, p. 198]。そして、解釈的周縁化を被るのは一般に社会的力のないグループであるため、解釈的周縁化の悪さは、解釈的周縁化がもたらす集団的な解釈資源における構造的偏見が本質的に差別的な点にある[ibid, p. 201]。ただし、解釈的不正義は、加害者が伴わない純粋に構造的な概念である。解釈的不正義を犯すのは、特定の主体ではなく、集団的な解釈的資源の欠落なのである[ibid, p. 221]。

自殺排除主義と解釈的不正義の結びつきをバリルは指摘する。バリルによると、自殺排除主義における解釈的不正義とは、自殺志願者が主流の治療主義や自殺予防主義の枠組みの外で自分の経験を理解し、それを他者に理解させるために必要な概念的手段を欠いていることである[Baril, 2023, pp. 91-96]。現状、自殺願望は不合理なもの、病的なものといったイメージに固定化されている。そのため、自殺願望を治療できない自殺志願者はその原因を自

身の心の弱さに見出したり、自身をおかしな存在だと見なしたりする。そして、自殺未遂をした者や自殺をした者は、治療失敗の烙印を押される [ibid, p. 5]。また、時には、家族や友人からの愛情に背く裏切り者のレッテルを貼られることもある。自殺志願者は、このレッテルによって、自身の経験や認識に対する自信を喪失する [ibid, p. 18]。それにもかかわらず、こうした烙印を押される者はその烙印を拒絶するための解釈的資源を保持していない。自殺志願者は、自身の自殺願望を告白する際につきまとう恥や、おかしな存在だというステレオタイプ、罪の意識を当然のものとして受け入れざるを得ない。自殺志願者は、自殺排除主義という概念を知らないことによって、自身の被る恥や罪の意識を害として認識できないのである [ibid, p. 92]。

また、バリルによれば、自殺志願者は、当事者であるにもかかわらず、自殺を解釈する実践への参加が許されないことがほとんどである。現状、自殺志願者の経験や証言は危険なものだとされ、それらはほとんど覆い隠されており、自殺において支配的な物語は自殺願望を克服した「勇敢な」者の物語である [ibid, p. 70]。「元」自殺志願者の物語には耳を傾けられるが、自殺願望を現在抱えている者の物語は聞かれることがない。自殺志願者は、自分たちと似た思いや経験を抱える者と解釈的資源を共有できず、孤立する。解釈的資源に蓋がされているこのような状態は、自殺という選択肢を他者と共有できない状態を作り出し、むしろ自殺予防を目指す立場にとっても逆効果になるのではないかとバリルは指摘している [ibid, pp. 20-21]。自身の保持している自殺願望を他者と共有できることは、他者の話を聞いて自殺願望について再考する契機ともなりうる。

そして、自殺排除主義という解釈的資源が覆い隠されているのは、支配的な構造による。自殺排除主義の害が認識されないのは、自殺に対する予防アプローチや健常者中心の考え方が支配的であり続けていることがその要因にあるといえる。それらの立場にとって、自殺願望をもつ主体は不合理で危険な存在であり、自殺志願者の経験や考えが正当なものとして扱われないことは当然のことだと見なされる。こうした現状の自殺に対する抑圧的な構造によって自殺排除主義という解釈的資源は広がることがない。

(3) 筆者の主張

当事者の解釈的資源を豊かにする創作活動

先述した自殺排除主義における解釈的不正義の問題点は、二点あった。一つ目は、当事者の問題への自己理解が不足していること、である。二つ目は、当事者が自殺にかんする解釈的実践への参加を許されていないこと、である。

そこで、本稿では、これらの問題点を解決するためのアプローチとして、創作活動を提案する。

かつて、産後うつに苦しめられていた女性たちは、産後うつという概念に到達し、問題に対する適切な理解ができるようになった。また、産後うつという概念の獲得に至るまでには、当時名前のない病（産後うつ）に苦しんでいた女性たちが、女性の医療と性にかんするワークショップに参加して解釈的資源の共有を行ったという経緯がある。同様にして、自殺排除主義に苦しむ自殺志願者に対しても、自殺排除主義にかんする経験の共有を可能にし、自殺排除主義という解釈的資源が届けられることで、問題に対する自己理解が深まることを目指す。実際に、自殺排除主義という概念は私たちの多くが求めてきたものである。その根拠として、バリルはいくつかの例を挙げている。批判的・文化的コミュニケーション研究者のロレタ・ルマスターは、自殺志願者同士の連帯を作ろうというバリルの呼びかけに応じている。また、コミュニケーション研究者のエミリー・クレブスは、彼女の博士論文の中で、自殺志願者に関する自殺排除主義の理論的枠組みを動員し、自殺理論やメンタルヘルスケアに潜む認識的暴力を分析している [ibid, p. 6]。

当事者に自殺排除主義という解釈的資源を届けるためには、創作活動が有効だと考えられる。作品制作とは、自殺志願者（当事者⁴）が主体的経験を、文学や映画・アートなどの創作の中で表現する試みである。この試みには、二つの目的がある。一つが、先述したように当事者の自殺排除主義に対する自己理解を深めること、である。もう一つが、非当事者にも解釈的資源を届けることで自殺排除主義の害に対する理解を促進すること、である。

創作活動にかんしては、イアン・ジェームス・キッドとハヴィ・カレル[2017]において、医療における解釈的不正義への解決策として取り上げられている。病の認識的不正義では、患者の社会経験を理解するための解釈的資源が、支配的解釈資源として認められていないために生じる解釈的不正義が指摘されている。多くの患者は、専門的でない言葉で自らの経験を語るができるが、こうした経験は、「公の場で話すには不適切と見なされている」「医療上の意思決定において、ほとんど、あるいは全く考慮されていない」といった理由で軽視されている。また、これらの経験は、個人的で恥ずべきものとされることも多く、他者と共有するには不適切とみなされる。加えて、そうした経験はスティグマを伴うため、それを語ることは社会的・個人的代償を伴う（例えば、HIVの感染を打ち明けることが社会的排除につながる場合など）[Kidd & Carel, 2017, pp. 183-184]。

キッドとカレルによれば、多くの病の経験は二つの解釈的特徴を伴ってい

る。一つが、言語化の困難 (inarticulacy) である。これは、病の経験のある側面を他者にうまく伝えたり、共有したり、分かってもらふことの難しさを意味する。だからこそ、患者は視覚芸術、映画、音楽、詩、演劇など、新たなコミュニケーション手段を模索・創出する傾向がある。第二に、言語では言い表せないという感覚 (ineffability) である。これは、病の経験のある種の側面は、命題的な表現によっては他者に伝えることができず、その理解には当人が同様の身体的経験を持っていることが前提となる、という感覚である。こうした言語化不可能な経験の典型例としては、出産、戦闘への参加、極端または慢性的な痛み、宗教的な恍惚体験などが挙げられる。言葉にできなさや表現できなさといった経験は、自身の経験を理解する上でのフラストレーションの原因となる。そして、芸術的な表現やその他の表現形式の発展は、そのような経験をした人々にとっての解釈的な手段を広げ、豊かにしようとする試みとして理解することができる [ibid, pp. 185-186]。

上述した病の解釈的不正義は、自殺排除主義の解釈的不正義における困難とほとんど一致している。自殺志願者も自身の自殺願望を語る際には羞恥心を抱え、その証言は不合理だとされ他者に伝達することが非常に困難である。したがって、創作活動を自殺排除主義への抵抗として扱うことも、有効であると考えられる。具体的には、自殺志願者がこれまで打ち明けられなかった自殺願望にまつわる主体的経験や自殺排除主義の害を、創作活動を通じて訴えるというものである。これらの作品に触れることで、当事者・非当事者ともに、自殺排除主義という解釈的資源を手にすることができる。また、当事者は、解釈的資源の共有に伴い、自殺志願者であることをカミングアウトする際に大きな心理的負担を伴うが、そのようなカミングアウトの問題も創作活動であれば比較的緩和可能である。創作活動であれば、当事者は自身の氏名や姿などの個人情報的一切公開しないで済む。また、自分の主体的経験を直接伝達するのではなく、創作の中で間接的に表現することで心理的負担の軽減も予測される。加えて、死をテーマにした語りは拒絶されやすいが、死をテーマにしたフィクション作品は比較的多く存在するため、受け手に拒否されることも少ないだろう。

ただし、自殺排除主義の創作活動には課題もある。重要な懸念点の一つが、自殺志願者の伝達したいことが、非当事者に正確に伝わらない可能性である。創作活動は、口頭での語りなどと比較して、自殺志願者の主体的経験と距離がある分、その内容が真剣に扱われる可能性も低下する恐れがある。自殺排除主義に関する創作が、「病んでいる」人の書いたサブカルチャー作品として消費される等の事態も起こり得るかもしれない。

それでも、作品制作は、自殺排除主義という解釈的資源を届けるうえで重要なアプローチであるといえる。

(4) 今後の展望

今後考えていくべきこととしては、上記の課題がある。創作物が冷やかしを受けないための対処としては、創作物に研究者や医者など「専門家」とされている人のコメントを挟みこむという方法を考えている。この方法は、映画『94歳のゲイ』[田中裕也監督, 2023]を参考にした。この映画は、ゲイ当事者の人生を主体的に描く作品であるが、途中でケアマネジャーや社会学者のコメントが挟み込まれることで、非当事者にもそのメッセージを真剣なものとして伝達することに成功していたと考えられる。当然、中心に据えられるべきは当事者の経験であるが、当事者が軽んじられている自殺排除主義の現状を鑑みると、権威の与えられている人物が適切な伝達のための手助けを行うことはやむを得ないだろう。

また、注2で指摘したように、本稿の議論では、日本国内における自殺排除主義の実態は検討の範囲外であった。そのため、本稿の抵抗方法がどれほど日本国内において実現可能であるか、効果を発揮できるか等の問題については別途検討する必要がある。実際に、自殺排除主義研究のほとんどが英米圏に偏っていることは問題視されている[Costa, White, 2024, p. 17]。今後は、日本の自殺排除主義に着目してより実証的な検討を行いたい。

注

¹ 本稿において、自殺志願者とは、取り除くことのできない自殺願望を長期的に保持している人々を指す。自殺排除主義を提唱したバリル自身もこうした自殺志願者であり、「12歳のときから自殺願望があったこと、今も自殺願望があること、人生に対して前向きで熱狂的な気分になれる最高の日でも、生きているより死んでしまいたいと思うことがある」と告白している[Baril, 2023, p. 3]。そのため、ここで述べる自殺願望は、治療可能な精神疾患を指すわけではない。

² 本稿において、自殺排除主義をもたらすと考えられる社会的制度や治療の例は、Baril[2023]に依拠して論を進める。本稿で示す問題点は英米圏中心のものであり、日本における自殺排除主義の問題点とは乖離している恐れがある。そのため、本稿における提案が日本における自殺排除主義にどれほど対応可能であるかについては検討の余地がある。この点に関する本稿の限界

については、(4)「今後の展望」において述べる。

³ 解釈的不正義とは、フリッカーが認識的不正義の一形態として提唱した概念である。認識的不正義とは、人々がとりわけ知識の主体としてもつ能力にかんして被る不正を指す[Fricke 2007, 佐藤・飯塚訳 p. 1]。フリッカーは、認識的不正義を証言的不正義と解釈的不正義の二種類に大別し、その害の本質に迫る。解釈的不正義に対して、証言的不正義とは、聞き手が持つアイデンティティに対する偏見によって、話し手の証言の信用性が不当に割り引かれる不正義である。自殺排除主義の証言的不正義の例としては、(特に)女性の「死にたい」という発言に二次的目的(構ってほしいなど)があるとみなされて真剣に受け止められない、といったことがあげられる[Spencer, Broome, 2024]。ただし、自殺排除主義の証言的不正義であっても、被害者がまず問題を害として認識できることが大切であると考え、本稿では自殺排除主義の解釈的不正義に着目した。

⁴ 本稿において、創作活動を行う当事者としては、必ずしも公的な発信を行う当事者に限定されず、匿名または個人情報非公開の形で作品制作を行うことのできる当事者全般を想定している。すなわち、創作活動は当事者が自らの体験や思いを表現する手段であり、広く公開する場合と、限定的または匿名での発表にとどまる場合の両方が含まれる。(4)「今後の展望」において、作品中に専門家のコメントを挟み込む方法が検討されている(p. 7)が、これは必須の条件ではなく、自殺排除主義に対する抵抗方法は匿名での制作や限定的な発表も想定されている。

(5) 参考文献

- Baril, A. (2023). *Undoing suicidism: A trans, queer, crip approach to rethinking (assisted) suicide*. Temple University Press.
- Brownmiller, S. (1990). *In our time: Memoir of a revolution*. Dial Press.
- Cholbi, M. (2011). *Suicide: The Philosophical Dimensions*. Broadview Press.
- Costa, L. C. R., & White, J. (2024). Making sense of critical suicide studies: Metaphors, tensions, and futurities. *Social Sciences*, 13(4), 183. <https://doi.org/10.3390/socsci13040183>
- Fricke, M. (2007). *Epistemic injustice: power and the ethics of knowing*. Oxford University Press. [佐藤邦政(監訳)・飯塚理恵(訳)]. 2023. 『認識的不正義——権力は知ることの倫理にどのようなかかわるのか』. 勁草書

房.]

Kidd, I. J., & Carel, H. (2017). Epistemic injustice and illness. *Journal of Applied Philosophy*, 34(2), 172–190. <https://doi.org/10.1111/japp.12172>

Singer, P. (2002). *Unsanctifying human life: Essays on ethics*. H. Kuhse (Ed.). Blackwell. [小坂井敏晶 (訳) .2007. 『人命の脱神聖化—シンガー倫理思想の軌跡』 . 春秋社.]

Spencer, L. & Broome, M. (2024). Suicidal ideation and testimonial injustice. In: Schützle, L., Schellhammer, B., Yadav, A., Kather, C.-J., Thomine, L. (Eds.), *Epistemic injustice and violence*. transcript Verlag.

(北海道大学)